

# 富士見市道路工事施行承認申請の手引き

## 概要

道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができます。(道路法第24条)

この手引きは富士見市において道路工事承認申請を行う際の必要書類、手続き等を記したものです。

## 1. 申請手続きについて

### (1) 手続きの流れについて

手続きの流れについては[別紙1](#)をご覧ください。

### (2) 事前相談

相談の際は、現地を調査のうえ、次のものを持参してください。

・現況平面図

(現況の側溝の規格及び開口部、植樹帯、標識、横断歩道、交差点や境界杭等の位置及び寸法を記入したもの)

・現場写真

・計画図

### (3) 提出書類 **※正副2部提出(①～⑥)**

提出は窓口にお持ちいただくか、郵送にてお願いします。

※郵送は事前に申請内容を相談済のものに限ります。

#### ① 道路工事施行承認申請書

富士見市ホームページに掲載している所定の様式をご使用ください。

・[道路工事施行承認申請書](#)

・[記入例](#)

- ② 案内図 (1/1500~1/5000)  
申請箇所が判別できるように、赤色で工事申請箇所に線を引き、「工事申請箇所」と記入してください。
- ③ 平面図 (1/250~1/500)  
現況平面図及び計画平面図を添付してください。また、それぞれの平面図に次の事項を記載してください。
- 【現況平面図】
- ・方位
  - ・工事を行う市道の名称
  - ・現状地形、地物（隣接地の建物等を含む周囲の状況）
  - ・側溝、歩車道境界ブロック等道路構造物の現況（流水方向等含む）
- 【計画平面図】
- ・方位
  - ・工事を行う市道の名称
  - ・予定建築物の用途、位置
  - ・工事計画内容、設計値
  - ・側溝、歩車道境界ブロック等道路構造物の計画、設計値
- ④ 断面図  
道路の計画断面を表示したもの。道路の組成や勾配、埋設物の位置などが明記されたもので、構成断面が複数通りある場合は、平面図に断面位置を表示し、各々明記してください。
- 横断図 (1/100 以上)  
縦断図 (1/100~1/1000)
- ⑤ 構造図 (1/50 以上)  
道路区域に設置する構造物（側溝、管渠、集水枥等）について作成してください。
- ⑥ 現場写真  
工事施工前の状態が詳細に確認できるものを撮影してください。工事箇所がわかるように、写真に施工範囲を明示してください。

#### (4) 車両乗入れ部の設置基準

##### ① 車両乗入れ部の設置箇所数

乗入れ部設置箇所は、同一敷地について1箇所までとします。ただし、交通処理上の理由から特に必要と認められる場合であって相互の間隔を8m以上とするときには、2箇所とすることができます。

##### ② 開口部の幅

開口部の幅は【表—1】の区分の通りです。

【表—1】

自動車の区分	開口部の幅
普通乗用車 「3・4・5」ナンバー車（軽自動車含む）	戸建て住宅の車庫の幅または集合住宅等の駐車場の出入口部分の幅の2倍まで、且つ6.0m以下
大型自動車 「1・2」ナンバー車	8.0m以下

※開口部の連続性、前面道路条件等で上記により難しい箇所については、埼玉県道路設計基準に基づき開口部の幅を決定するものとします。

#### (5) 注意事項

① 申請を受け付けてから承認書の交付までに2週間程度、時間がかかります。

※事前相談等の書類受付前の打合せは期間に含まれません。

※期間に余裕を持って申請をお願いします。

② 工事開始は、承認書の交付日以降となります。

③ 工事に要する費用は、承認を受けた方の負担となります。

④ 工事によって道路敷地内に設けられる工作物や施設等は、完了確認後、道路管理者へ引き継がれ、市に帰属するものとなります。

- ⑤ 工事の時期について、建築工事では、重機等乗り上げが予測されることから、側溝構造物等の破損を防止するため、開口部の工事は、原則として建築物の完成後に施工するようにしてください。  
※工事車両の乗入れ等の原因により、側溝構造物等の破損が確認された場合、完了確認後であっても修繕していただきます。
- ⑥ 当該工事が完了したときは、完了した日から7日以内に道路工事完了届を提出し、完了の確認を受けてください。

## 2. 施工完了後の手続きについて

### (1) 提出書類 ※各1部ずつ提出

- ① 道路工事完了届  
承認書交付の際、様式をお渡しいたしますので、必要事項の記入をお願いします。  
[道路工事完了届](#)
- ② 申請当初の『道路工事施行承認申請書』の写し
- ③ 申請当初図面一式  
申請当初に添付していただいた以下の書類  
・案内図、平面図（計画図）、断面図、構造図
- ④ 出来形図（1/250～1/500）  
申請当初の計画図を基に出来形図の作成をお願いします。
- ⑤ 道路工事施行承認書の写し
- ⑥ 工事施工写真  
[別紙2](#)を参考に写真帳の作成をお願いします。